（別紙）

（仮称）新郡山布引高原風力発電所に係る環境影響評価準備書
に対する意見について

1　統括的事項

（１）本事業の実施にあたっては、工事期間中の資材運搬路線も含め、周辺農業に影響が及ばないよう十分に配慮すること。また、周辺住民及び農業従事者に対して丁寧に説明し、十分な理解を得るように努めるとともに、住民からの意見や要望に対して誠意をもって対応すること。

（２）風力発電機及び工事用資材等の大型資材の搬出入に伴い、既存道路の拡幅等を行う場合は、保安林が位置することから、森林の転用面積は必要最小限とし、国や県などの関係機関と十分協議を行い、各種法令を遵守すること。

（３）本事業は風力発電設備のリプレースであるため、既存事業の実施による環境影響を検証することにより、本事業の実施による環境影響を回避又は低減することが可能であると考えられる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既存事業を実施する中で得られた知見や環境への影響について十分に検証を行い、その結果を反映させること。

（４）風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存の風力発電設備等の用地、既存道路や送電線等を活用し、土地の改変等環境への影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

（５）既設の風力発電設備等の撤去工事における環境影響についても適切に調査、予測及び評価を行うよう努めること。

（６）事業実施区域の周辺地域においては、他事業者による風力発電所が稼動しており、また、複数の風力発電所建設が計画されていることから、累積的な環境影響が懸念される。このため、事業者は協働して累積的な影響について適切な調査、予測及び評価の実施について検討すること。

（７）環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

（８）事業実施までに長期間を要することから、事業実施区域の社会環境、生活環境又は自然環境の変化の状況を踏まえ、周辺への環境影響が最小となるよう適切に計画を再検討すること。

２　水環境について

事業実施区域及び周辺には、農業用水として利用している河川もあることから、工事や事業実施における土砂や泥水、濁水の発生による周辺河川及び猪苗代湖への影響を回避又は極力低減するよう努めること。

３　埋蔵文化財について

事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地の該当はないが、風力発電機の建て替えに伴う各作業スペースで１ha 以上を超える場合、及び作業走路の拡幅に伴う工事内容によっては「郡山市埋蔵文化財保護の手引き」に基づき分布調査を行うこと。

また、搬入道路や積替え場が埋蔵文化財包蔵地に該当している際には試掘調査を行い、「埋蔵文化財発掘の届出（文化財保護法 93 条）」の手続きを行うこと。

４　騒音、振動及び超低周波音について

（１）新設する風力発電機は既設風力発電機より大型化することから、騒音及び超低周波の影響について適切に調査、予測及び評価を行い、施設の稼働による影響を回避又は極力低減するよう努めること。

また、騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

（２）施設の稼働による騒音及び超低周波音の評価に当たっては最新の知見を用いるとともに、現況からの影響の増加分を可能な限り小さくするため、風力発電設備の適正な配置や構造等の検討を含め、影響が十分に回避又は低減されているかの観点から評価するよう努めること。

（３）工事用資材等の搬出入に伴う騒音、振動の発生については、周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう、環境保全措置の実施に万全を期すとともに、更なる環境影響の低減に努めること。

５　動植物及び生態系について

（１）風力発電機の配置及び地形改変等により動植物の生息状況に影響を及ぼす可能性があることから、事業実施区域及びその周囲の動植物及び生態系の現状を適切な方法により調査し、その結果について評価書に記載すること。

（２）対象事業実施区域及びその周辺は、各種コウモリ類及び希少猛禽類の生息が確認されている。また、ハチクマ等鳥類の渡り経路となっている可能性があることから、専門家や地元野鳥の会等から意見、情報を得るなど、適切な調査、予測及び評価を行い、コウモリ類及び鳥類への影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

（３）本事業は風力発電所のリプレースであるため、既設風力発電所の稼働におけるバットストライク及びバードストライクの実態を調査し、調査結果を踏まえて風力発電設備の規模、配置等を検討すること。特にブレード・タワー等への接近・接触の可能性があるとされた種については、予測には不確実性が伴うとのことから、専門家等の意見を踏まえ、風力発電機の配置等も含む環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

（４）国指定天然記念物「赤津のカツラ」について、事業実施区域（搬入道路）から除外されているため、改変を回避し保護されることとなるが、計画の変更等が生じた場合には随時協議すること。

６　景観について

新設する風力発電機は既設風力発電機より大型化することから、事業実施区域及び周辺地域における主要な眺望点からの景観におよぼす影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、眺望景観への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の規模、配置等を検討すること。

７　人と自然との触れ合いの活動について

事業実施区域には会津布引山（郡山布引風の高原）が含まれていることから、既設風力発電設備用地を活用し、樹木の伐採や地形の改変を極力回避するよう風力発電設備の配置等について検討すること。